

令和3年6月

お客さま各位

石巻信用金庫

しんきん個人インターネットバンキング規定等の一部改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫は下記の規定について一部改定いたしますので、お知らせいたします。

1. 改定する規定

- 「しんきん個人インターネットバンキング利用規定」
- 「ワンタイムパスワードサービス利用規定」

2. 改定内容

- 規定変更時の公表方法等の統一
 - 「しんきん個人インターネットバンキング利用規定」
 - ・ 不正な資金移動時の補償の制限の項目の追加
 - ・ サービスの強制解約時の要件の追加
- ※ 詳細は下記の「変更内容」をご覧ください。

3. 改定日

令和3年7月9日（金）

以上

【変更内容】 ※ 下線部が変更部分となります。

変更後	変更前
<p><しんきん個人インターネットバンキング利用規定></p> <p>第14条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>4. 補償の制限</p> <p>第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。</p> <p>(1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合</p> <p>② お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項についての偽りの説明を行った場合。</p> <p>③ <u>お客様に重大な過失があった場合</u></p> <p>第16条 解約等</p> <p>3. サービスの強制解約</p> <p>お客様に次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができますものとし、</p> <p>この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとし、</p> <p>(1) ~</p> <p>}</p> <p>(10) ~</p> <p>(11) <u>お客様カードが不着等で返戻された場合</u></p> <p>第19条 規定の変更等</p> <p>当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとし、<u>この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ当金庫所定の方法</u>で公表するものとし、<u>変更日以降は</u>変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。</p> <p><ワンタイムパスワードサービス利用規定></p> <p>第12条 規定の変更等</p> <p>当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとし、この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ<u>当金庫所定の方法</u>で公表するものとし、<u>変更日以降は</u>変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとし、変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。</p> <p>当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとし、この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ<u>店頭表示その他相当の方法</u>で公表するものとし、<u>変更日以降は</u>変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。</p>